大沢北小学校いじめ防止基本方針

令和7年度版

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び、人格に重大な影響を与えるだけでなく、その身体や生命に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。

大沢北小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ対策推進法」及び国の「いじめの防止のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの未然防止」「早期発見」「早期対応及び早期解消」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとする。

2 学校が実施する施策

（1）大沢北小学校 いじめ撲滅宣言

わたしたちは、次のことを宣言します。

一、 あいさついっぱいの学校をつくります。

一、 自分も相手も大切にします。

一、 みんなで力を合わせていじめをなくします。

令和6年11月 越谷市立大沢北小学校児童計画委員

（2）本校のいじめ問題に対する基本姿勢

①いじめはどこにでもどんな時でも起こるという危機感をもつこと。

②いじめを見つけたら、「絶対に許されない」という毅然とした態度で即座にやめさせること。

③いじめられた児童に寄り添い、守り抜くこと。

（3）組織体制（大沢北小学校いじめ対策推進委員会の設置）

【開催】①いじめ対策推進委員会 ②特別委員会（生徒指導委員会・教育相談主任委員会と兼ねて開催：月1回）

③臨時部会（管理職の判断により、必要に応じて、構成員以外の関係者を招集しての開催）

【構成員】校長・教頭・主幹教諭（教務）・生徒指導主任・教育相談主任・特別支援教育 Co・養護教諭・学年主任等

3 未然防止

（1）校長のリーダーシップ基に、いじめの未然防止のための、いじめが起きにくい、いじめは許されない環境づくりを整える。

①目指す学校像「笑顔・感動・汗いっぱい！一人一人を伸ばす学校」の実現に向けた学校経営の充実

②道徳教育の推進

・自己肯定感・自己有用感の高揚、学校生活充実感の高揚に向けた教育活動の充実

③いじめの根絶「沢北いじめ撲滅宣言」

・各学級「いじめ撲滅宣言〈6月〉」の実施・掲示、SNS の注意喚起

（2）校内研修の充実

①いじめ等に関する研修の充実　②道徳に関する研修の充実

（3）「いじめに関するアンケート」

①「沢北なかよしアンケート」

時期・回数：6月・11月・2月の3回（各学期1回）

調査後の対応：集計し、夏季生徒指導研修や職員会議で情報共有する。

アンケートをもとに学級担任が調査・対応をし、必要があれば保護者と連携する。

（4）教育活動全般における未然防止のための取組

①生活目標「友達と仲良くしよう」（7月・11月）での意識付け【生徒指導部】

②毎週木曜日のわんぱくタイム（ロング昼休み）でのクラス遊びの推奨【各学級】

③人権作文、人権標語、青少年健全育成啓発「かがやき」作文等の実施と応募【生徒指導部】

④朝の登校時のあいさつ運動の実施【計画委員：特別活動部】

⑤各学級に出向いてのあいさつ運動（毎学期）【計画委員：特別活動部】

⑥交流レクリエーションの実施。（ロング昼休みを利用し、縦割り班で定期的に行う【特別活動部】

⑦命の大切さを学ぶ機会として6年生対象に非行防止教室を設定する（2月）【6学年】

⑧豊かな心を育み、「いじめは絶対許さない」という意識をもたせる道徳の授業の充実

⑨「暴力やいじめは絶対許さない」という学校の強い姿勢の周知（例年）【朝会、学校だより等】

⑩ネットモラル教育の推進（ネットモラル教室の実施、埼玉県ネットトラブル注意報をホームページに掲載）

⑪「沢北いじめ撲滅宣言」の周知・掲示【計画委員会】、「いじめ撲滅宣言」の作成・掲示（6月）【各学級】

（5）教育相談体制

・特別委員会を月1回開催し、教育相談に関する情報を学校全体で共有する。

・週1回、さわやか相談室（うさポス）を開設し、児童や保護者の悩み等を受け、教職員が連携して対応する。

・さわやか相談員との連携を密にして、いじめ等に関わる事案を収集する。

・「わかばの日」を活用して必要に応じて、保護者と面談を実施して、情報を共有・連携を図る。

（6） スペシャルサポートルームの活用

・何らかの課題で、教室に入室できない児童に対して、週 1 回午後に開室する。

・児童一人一人の実態に応じて、安心して学べる環境を整える。

4 早期発見・事案等の対処

（1）いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報を収集する。

（2）いじめに関わる情報及び関係児童に対するアンケート調査や聴き取り調査等の結果を迅速に共有する。

（3）全職員での基本的な対応

①学年や学校全体で情報を共有し、担任一人で絶対に抱えこまないようにする。

②必要に応じて管理職を含めたいじめ防止対策組織チームを招集し、いじめ解決までの計画を策定する。またその内容を受け全教職員で対応する。

③状況に応じ教育委員会への連絡を行い、関係機関と連携を図る。

⑤該当児童及び保護者の対応や周囲の児童への指導を行う際は、被害を受けた側の心情に寄り添う。

（4）いじめに特化した「非行防止教室」を臨時的に実施する。（越谷市教育委員会を通じて要請する。）

5 いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりした時は「生徒指導における組織的対応図」に基づき、対応する。

（1）校長は情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。構成員を招集し、いじめ対策推進委員会を開催する。

（2）教頭は校長を補佐し連絡調整を行い、広報を担当する。

（3）主幹教諭又は教務主任は、情報を集約する。

（4）担任は事実確認のため、情報収集を行う。いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめた児童に自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。

（5）学年主任は、担当する学年の児童の情報収集を行う。学年間の情報共有を行い、管理職に報告する。

（6）生徒指導主任は、児童の情報を全職員に共通理解を図る。校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。

（7）学校は問題解決のため、状況に応じて関係機関との連携を密に行う。

6 重大事態への対応

（1）いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにより適切に対応する。

①事案発生　一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

ニ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

②報告及び通報・相談

・教育委員会への報告　・警察署への通報・相談

③調査

・学校が主体となって行う場合と教育委員会が主体となって行う場合がある。

④調査の実施

・時系列の調査及びいじめの背景など、客観的に事実関係を調査する。

⑤情報提供

・いじめを受けた児童や保護者に対して、事実関係など情報を提供する。

⑥調査結果の報告

・調査結果については、学校から教育委員会へ報告し、報告を受けた教育委員会は市長に報告する。

（2）いじめを受けた児童への対応

①いじめを受けた児童に対して、教職員による保護及び支援をする。　②さわやか相談員やスクールカウンセラー等による支援をする。

③スクールソーシャルワーカー等による家庭状況の把握及び支援をする。④スペシャルサポートルームの利用等を実施する。

（3）いじめを行った児童への対応

①いじめを行った児童から十分に話を聴き、事実関係を明らかにする。

②いじめは絶対に許されない行為であることを認識させ**適切な**指導をする。

③大沢北小学校いじめ対策推進委員会が中心となり、組織的・継続的に観察、指導を徹底する。

④いじめを行った児童の発達上の悩みや葛藤等、児童が抱える問題やいじめの背景に目を向け、立ち直りを支援していく。

（4）いじめを通報した児童への対応

・いじめを通報した児童のプライバシー等が守られる環境を第一に考える。

（5）観衆及び傍観者の児童たちへの対応

・いじめ問題を、自分の問題として捉えさせ、適切な指導を実施する。